

平成29年度

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

事業計画

1、活動基本方針

松川町社会福祉協議会では、すべての人が安心して暮らせる地域の実現を図るため、地域福祉推進の中核的組織として以下の方針を掲げ、関係機関・団体及び地域住民との協働により各種福祉事業の推進に積極的に取り組みます。

①地域ぐるみの支えあいづくり

地域の人々の結びつきを深め、身近な助け合いや交流活動を盛んにし、地域ぐるみの支えあいづくりに努めます。

②地域住民の立場に立った質の高い支援サービスの提供

地域福祉の専門機関として、地域住民の立場に立った質の高い支援サービスの提供に努めます。

③相談・調整機能の充実

身近な総合相談窓口としての機能を充実するほか、早期問題解決に向けた関係機関との調整に努めます。

④事業推進の基盤づくり

効果的・効率的組織運営のための財源確保や運営改善に努めます。

2、部署別事業計画

事務局

I. 重点目標

- ①高い公益性が求められる社会福祉協議会として、組織の内部統制強化や透明性の向上に努めます。
- ②社会福祉協議会の基盤をより強化し、地域貢献を目標に社協本来の取り組みを再確認し、地域住民と共に、また地域福祉向上の為の事業運営を行います。
- ③住民の幅広い相談事業に積極的に対応すると共に、気軽に立寄れる環境づくりを進め、この町に社協があって良かったと思っただけのような事業を展開します。

II. 事項別活動計画

1、住民相談等への対応

(1) 結婚相談の充実

- ①毎月1回、日曜日の午後3時から午後7時30分まで社会福祉センターに相談所を開設します。また、北部地区相談所「愛ねっと北部」と連携し、魅力的な婚活イベントを提案し、広範囲の結婚活動を支援します。

(2) 各種資金の貸付

- ①総合支援資金
県社協の業務を一部受託し、失業や減収により日常生活に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付窓口業務を行い、その世帯の自立を支援します。
- ②福祉資金
県社協の業務を一部受託し、低所得者、障がいをもつ方又は高齢者に対し、資金の貸付窓口業務を行い、その世帯の自立を支援します。

③教育支援資金

県社協の業務を一部受託し、低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な資金の貸付窓口業務を行い、その世帯の自立を支援します。

④不動産担保型生活資金

県社協の業務を一部受託し、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、資金の貸付窓口業務を行い、その世帯の自立を支援します。

⑤くらしの資金貸付

町社協の単独業務として、低所得世帯に対し、生活維持に必要な小口のつなぎ資金の貸し付けを行い、その世帯の自立を支援します。

⑥自立相談支援事業

生活就労支援センター（まいさぼ）出張所として関係機関と連携を取りながら、生活困窮者の相談窓口業務を行います。

2、地域福祉活動の推進・支援

(1) 福祉関係団体等への活動支援

- ①各組織の活動が自立して活発に行えるよう支援します。
・身体障がい者福祉協会 ・遺族会 ・手をつなぐ育成会

3、介護保険法による介護保険事業の運営

(1) サービスの評価

- ①全国社協の経営診断の結果を基に地域に根差し、住民に求められる良質なサービス提供について経営検討を行います。
- ②お客様への接遇に対して、第三者の評価も採り入れながら更なる向上に努めます。

4、社協組織の基盤強化

(1) 業務体制の合理化・効率化

- ①理事会を随時（年4回以上）開催し協議を行い、より開かれた事業運営に努めます。
- ②定時評議員会を6月に開催する他、3月及び随時開催します。
- ③監査会を4半期ごとに行います。

(2) 財源の確保・使途の明確化

- ①介護保険制度改正により、また介護予防・日常生活支援総合事業が始まり減収となる中、部署ごとに経営データの蓄積と分析を行い、それを基にした経営会議を定期的に開催し、経営課題の把握と改善、経費節減に向けて全体で取り組みます。また、社協の役割と事業への理解を深める為運営費の使途の明確化と公開に努めます。
- ②会費や共同募金については、分かりやすい使途報告に努め、地区での説明会や会議等で協力を依頼します。
- ③会費や共同募金の集金方法について住民の意見を参考に研究します。

(3) 役職員の資質向上

- ①役職員の意識改革と資質向上のため、積極的に研修等に参加します。また研修主任を中心に社協全体で捉え、内外研修により組織全体のレベルアップを図ります。
- ②職員の地域活動、自己啓発活動、自主的な研究グループ活動等への参加を支援します。
- ③職員の資格取得を推進します。
- ④役職員全員が社協内の事業を把握し、また業務上有効な情報を職員間で共有するため、学習会や情報交換会を随時開催します。

（４）働きやすい労働環境の整備

- ①地域住民に充実したサービスが提供できるよう、ストレスチェックや健康相談（随時）により職員の心と身体の健康管理体勢を整えると共に、キャリアパスを評価し、必要な整備・改善を行います。

（５）行政や事業者との連携強化

- ①行政や事業所と連携をとり、関連する会議やイベントに参加し情報交換を図ります。また地域包括ケアシステムに向けて行政との連携強化に努め、町民のニーズや長期的展望を捉えながら、社協が果たす役割や事業について研究します。
- ②福祉推進委員と連携をとり、自治会等の学習会に積極的に参加し情報交換を図ります。

（６）苦情解決への取り組み

- ①第三者で組織される第三者委員会に事業の積極的な情報公開を行い、苦情はサービス向上のための財産として心ある対応に努めます。
- ②交通安全管理者が主体となり事故防止目標の作成、ワンポイントアドバイス等指導を徹底し事故防止に努めます。

5、社協施設にふさわしい施設環境

（１）施設環境

- ①住民が気軽に立ち寄れる社協の雰囲気作りを進めると共に、交流機能を持たせた施設整備・改善について研究を進めます。

地域ボランティアセンター

I. 重点目標

- ①「ボランティア横づな」「ボランティアの日」を新設し、介護保険の認定を受けた方や障がいのある方等のごみの排出と生活上の困りごと（室内清掃、草取り等）の解決を図るとともに、ボランティア活動と地域での支え合い活動を活性化させます。
- ②地域の商業施設や空き店舗等を活用し、高齢者等がいつでも気軽に集まりお茶を飲んだり交流をしたりすることができ、ボランティアも活躍することができる新しいスタイルの集いの場を、商工業団体や商店街と連携して研究し、開設します。
- ③ボランティア活動や地域活動が継続し発展していく仕組みづくりを研究し実践します。
- ④飯伊ブロックボランティア交流研究集会を、ボランティア連絡協議会との協働により開催し、地域福祉活動活性化への町全体の気運を高めます。

II. 事項別活動計画

1、住民相談等への対応

（１）くらしの相談の充実

- ①幅広い悩みごとに対応した「くらしの相談」を毎月20日（20日が土・日曜日または祭りの場合はその前日）の午前9時から正午まで中央公民館えみりあで開催します。

（２）金銭管理

- ①基幹的社協の支援計画に基づき、日常生活自立支援事業での支援業務を行います。

（３）自立相談支援事業

- ①生活就労支援センター「まいさば飯田」の出張相談所として関係機関と連携し、生活困窮者の相談窓口業務を行います。

2、地域福祉活動の推進・支援

（１）ふれあい・いきいきサロンの推進・支援

- ①講師や講義・講座内容の情報について、公民館等の協力を得ながら整理してまとめ、適切な紹介を行います。
- ②サロンが開催されていない地域においては、地域の実態と住民ニーズを把握し、これに基づいたサロン開催を推進します。
- ③地域の商業施設、空き店舗等を活用したサロンに準じた地域の集いの場・ボランティアの活躍の場を研究し開設します。
- ④サロンに協力していただける人材の把握と育成に取り組みます。
- ⑤ふれあい・いきいきサロン関係者を対象とした情報交換会を開催します。（年1回）
- ⑥サロン活動の運営相談、活動に必要な道具やマイクロバスの貸し出しを行います。
- ⑦サロンの開催情報や活動結果の情報発信を支援します。
- ⑧サロン、保育園、子育て支援センター等と連携を図り、世代間の交流を促進します。
- ⑨男性が参加しやすい企画や集客方法について検討し、サロンへの男性参加者の拡大を図ります。
- ⑩ふれあいサロン傷害補償の加入窓口業務を行います。

（２）ボランティアコーディネートの充実

- ①ボランティアコーディネーターによるボランティア活動への普及啓発や情報提供を推進すると共に、ボランティア団体への相談、助言、活動の調整・支援を行います。
- ②個人でボランティア活動をされている方の実態把握に努め、活動調整・支援への研究を進めます。
- ③ボランティア連絡協議会の活動がスムーズに行えるように、事務局として支援します。
- ④ボランティア活動中におこる様々な事故からボランティアの方々を補償するボランティア保険の加入手続きを行います。

（３）福祉推進委員の充実・活動PR

- ①福祉推進委員の役割と業務を明確にし、活発な活動を促すため、福祉推進委員会議を開催します。

（４）地域福祉への理解を広げる学習会等の開催・情報発信

- ①福祉推進委員、民生児童委員、社協役職員を対象に、福祉懇談会を上片桐地区・大島地区・生田地区で開催します。（各地区：年1回）
- ②福祉出前講座メニューを関係機関や町内の社会福祉法人等の協力を得て作成し（介護保険制度、介護技術、地域福祉の大切さ、認知症への理解、社協の役割等）、自治会や各種団体等に積極的に伺い、住民意識の向上につなげます。
- ③社会福祉法人や介護保険事業者等と協力して学習会を企画・開催し、団体や事業者の情報発信の場として活用します。

（５）バリアフリーのチェック・改善

- ①障がいのある方や高齢者、福祉を考える会からの意見や要望に応じてバリアフリーのチェックを行い、改善に向けた取り組みを行政と協働で進めます。

（６）地域交流活動の促進

- ①地域住民の生きがいづくり、よりよい人間関係づくり、地域福祉に関心を持つきっかけづくりを目的として地域交流事業を開催します。

（７）福祉関係団体等への活動支援

- ①松川町赤十字奉仕団の活動を事務局として支援します。
- ②福祉を考える会の活動を事務局として支援します。（関連事業：福祉を考える集会／平成30年2月17日（土）開催）
- ③ふれあい広場の開催を事務局として支援します。（平成29年10月22日（日）開催）
- ④飯伊ブロックボランティア交流研究集会をボランティア連絡協議会との協働により開催します。（平成30年3月3日（土）開催予定）

3、高齢者・障がい者・介護者等への支援

(1) 支援を必要とする人の把握と適切な対応

- ①民生児童委員、福祉推進委員、行政、福祉関連事業者、地域住民等と協力し、地域との交流が少ない要支援者の把握に努めます。

(2) 一人暮らし高齢者等への支援

- ①行政との協働に基づき、関係機関と連携を取りながら、必要に応じて一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯、高齢者と未婚の子ども世帯等を定期的に訪問し、総合相談、各種福祉サービスの紹介、健康状態のチェック等を行います。
- ②支援が必要な高齢者世帯等を対象に、昼食の弁当配達と声かけ活動を行います。(配食サービス事業)
- ③男性の一人暮らし高齢者または、自身で食事を作る必要がある高齢者世帯の男性の実態を把握し、健康管理を支援するため、料理教室を開催するとともに、参加者相互の日常的な交流を促進します。(シングルの会料理教室：隔月開催)
- ④「ボランティア横づな」を組織し、介護保険認定者や障がい者等を対象に、ごみの排出や生活上の困りごと(室内清掃、草取り等)を支援します。
- ⑤毎月1回程度「ボランティアの日」を設定し、介護保険認定者や障がい者等を対象に、ごみの排出や生活上の困りごと(室内清掃、草取り等)を支援します。

(3) 介護者への支援

- ①介護者同士の情報交換と交流、介護者のリフレッシュ、介護方法の基礎知識や技能を身につけていただくことを目的とした、介護者教室を開催します。(隔月)
- ②介護保険認定者を在宅で介護されている介護者のリフレッシュを目的としてバス遠足を開催します。(年1回：在宅介護者リフレッシュ事業)
- ③見守りが必要な認知症の方や話し相手が必要な高齢者宅にやすらぎ支援員が訪問し、見守りや話し相手を行います。(認知症高齢者やすらぎ支援事業)

(4) 介護が必要な高齢者・身体障がい者の外出や交流の支援

- ①介護保険認定者と身体障がい者及びこれらの介護者に対し、日帰りや一泊での外出機会を通じて交流やふれあいの場、心身のリフレッシュの機会を提供します。(希望の旅事業：日帰り・一泊を各1回)
- ②普段交流の少ない方に交流の場を提供するため、ボランティア団体「レンゲツツジの会」が開催する日帰りバス遠足を、事務局として支援します。(年1回)

4、車による移動手段の少ない方への支援

(1) 福祉輸送サービス(自家用有償旅客運送)

- ①介護保険の認定者、身体障がい者等で、単独では公共交通機関の利用が困難な方に対し、通院の送迎サービス(行きのみ)を行います。(福祉輸送サービス)
- ②公共交通サービスやその他移送サービスの充足状況を踏まえ、福祉輸送サービスのあり方を検討します。

(2) 商店街等との協力によるサービスの充実

- ①行政、商工会・商店街・JA等と協力し、交通手段の少ない高齢者等の買い物ニーズの把握に努め、町内における買い物活動支援を研究・検討します。

5、福祉教育の推進

(1) 福祉推進校の指定・支援

- ①学校教育の中の福祉活動を財政面で支援することを目的として、町内小・中・高の4校を福祉推進校に指定し補助金を交付します。

- ②各校の福祉活動の内容や課題等について、情報の共有と連携を図るため、福祉推進校連絡会を開催します。(年1回)

(2) 小・中・高校の福祉学習等への支援

- ①地域福祉をテーマとした総合的な学習の内容等の相談、体験先の社会福祉施設・機材の斡旋を行います。
- ②町内の小中学校・高校に、福祉に関する学習や体験等のプログラムを適切に提供するため、体験メニューや講師となる人材データの情報整理、蓄積を進めます。
- ③長期休みを利用した中高生・大学生の福祉施設体験を企画・実施します。
- ④主に小中学生を対象に、ボランティア活動への理解と、参加へのきっかけづくりのために、気軽に参加できるボランティア活動や各種体験を開催します。また体験メニュー、時期については関係機関と連携し研究します。
- ⑤町内の中高校生によるボランティア活動がより活発に行えるよう関係機関や地域と連携し支援をしていきます。
- ⑥高校生や大学生等のボランティア活動の参加意欲を促進し、次世代の地域福祉の担い手育成を図るため、高校生や大学生向けのボランティアメニューを用意し、飯田下伊那地域の高校や短期大学を通じ、積極的な参加を呼びかけます。
- ⑦高齢者や障がい者への理解を深めるため、小中学生や高校生による疑似体験を行い、地域福祉への普及・啓発を図ります。

(3) 保育園・子育て支援センターとの連携

- ①保育園・子育て支援センターと連携を取り合いながら、世代間交流の機会づくりに取り組みます。

(4) こども福祉教室“あいむ”の活動支援

- ①小中学生が体験を通じて、自分たちの住んでいる町に目を向け、共に考え、生きる心を育むことを目的としたこども福祉教室“あいむ”のボランティア活動を事務局として支援します。また新規スタッフの勧誘に努めます。

6、防災と災害復旧・復興支援

(1) 大規模災害に備えた講座の開催

- ①大規模災害に備え、災害ボランティアに関係した講座を行政や関係機関と協働で企画・実施します。

(2) 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練

- ①行政、関係機関、住民との協力により、総合防災マニュアルに沿った災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施します。(年1回)

(3) 災害時における要配慮者支援

- ①災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方が滞在する福祉避難所の運営について、行政や町内福祉施設等と協働で研究・準備を進めます。

(4) 被災地支援

- ①行政や関係機関等と協力し、大規模災害が発生した被災地への義援金や物資、人材等の支援活動を行います。

7、地域福祉情報の発信

(1) 社協だより・ボランティアだより等の発行

- ①社協やボランティアの情報を幅広く発信するため、社協だより「ずーっといっしょ」、ボランティアだより「ふれあいひろば」を発行します。(各誌：隔月発行)
- ②広報誌がより幅広い世代に親しまれ効果的な情報媒体となるよう、専門家を依頼して編集作業の研修を実施します。
- ③広報紙等の発行物について、病院やスーパー等でできるだけ多くの人が目にするのできる場所への設置を進めます。
- ④支え愛の声がけ運動のポスターを町内各所へ配布・掲示します。

(2) ボランティアコーナー（掲示板）の設置

- ①町内の主要箇所（学校や公民館、商工会等）にボランティアコーナー（掲示板）を設置します。

(3) チャンネルユー・インターネットの活用

- ①チャンネルユーを利用して「社協だより」を発信します。
- ②ホームページを運用し、最新かつ正確な情報提供に努めます。
- ③フェイスブックを運用し、地域福祉情報の拡散に努めます。

(4) ボランティア情報の収集・参加促進

- ①町内福祉施設や病院、商店街、サークル等、さまざまな関係者との情報交換に努め、町内のボランティア情報を収集・統括します。
- ②収集したボランティア情報を活用し、ボランティア活動への幅広い町民の参加を促進します。
- ③中高年が活躍できるボランティア活動の場を把握し、より広い情報提供に努めます
- ④商工会と連携し、企業等へボランティア活動の理解を広げ、具体的な活動へつなげます。

(5) イベントを通じた情報の受発信

- ①福祉を考える集会、ふれあい広場の中で、地域福祉情報の受発信に努めます。

(6) 様々な福祉・社協情報の周知

- ①社協活動への理解を深めていただくため、社協の事業内容が分かりやすく掲載されたパンフレットを作成します。

8、社協組織の基盤強化

(1) 地域福祉活動計画の推進

- ①地域福祉活動計画の実現に向けて、計画の進捗状況を定期的に把握する会議（地域福祉活動計画評価・推進会議）を年1回開催し、各組織が取り組む事業の効果や効率を評価し、適切な対応を協議、改善します。

ヘルパーステーション

I. 重点目標

住み慣れた地域、住み慣れた自分の家で自分らしく生活することを支援していきます。

II. 事項別活動計画

1、高齢者・障がい者・介護者等への支援

(1) 支援を必要とする人の把握と適切な対応

- ①介護ストレス等が引き金となって虐待が発生するケースを避け、早期の発見と適切な対応をするため関係機関等と協力し、職員への専門知識の習得を図ります。また、広報等を通じ相談窓口の存在を住民に間断なく報知します。
- ②関係機関と連携した対応を取るような場合は、支援対象者のプライバシーに十分配慮します。

(2) 一人暮らし高齢者等への支援

- ①一人ぐらしの会や民生児童委員等から、安否確認が必要と思われる一人暮らし高齢者や認知症の方を把握し、安否確認を行います。また、一人ぐらしでの不安を無くすための精神的支援にも努めます。（こんにちは訪問）
- ②一人暮らし高齢者や高齢者世帯の生活の中での困りごとを把握し、解決に向けて行政、住民、ボランティアと協働で取り組みます。
- ③ボランティアや他部署と協力して、一人ぐらし高齢者の交流機会である「一人ぐらしの会」を開催します。（大島、上片桐、生田の3地区：毎月1回程度）
（三地区交流会：年1回、全体交流会：年1回）

- ④介護保険で要介護以上の認定を受けた方を除く、おおむね65歳以上の高齢者で、心身の状態が虚弱又は家に閉じこもりがちであり、日常生活において支援が必要な方、緊急を要する方を対象に、身体介護、家事援助、相談助言を行います。（日常生活支援総合事業）

2、福祉教育の推進

(1) 小・中・高校の福祉学習への支援

- ①福祉体験学習等への協力を行います。
- ②研修環境を整え研修会等へ積極的に参加し、職員の資質向上に努め福祉学習会へ望みます。

3、介護保険法による介護保険事業の運営

(1) 訪問介護事業

- ①利用者に対し、在宅での入浴、排せつ、食事介助等の身体介護、食事作り、洗濯、掃除、買い物等の生活援助、相談助言を行います。（年中無休：24時間対応）

(2) 介護事故の防止

- ①介護事故防止・安全管理の徹底を行い、万が一、介護事故が発生した場合は、マニュアルに沿った対策を行います。また、状況を分析し、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知します。防止策を講じた際にはその効果について定期的に評価します。

(3) サービスの予約

- ①サービス利用票に沿った確実な利用ができるよう、利用者予約の二重チェックを行い、管理方法の改善を行います。

(4) セーフティーネットの役割と新たなサービス・ニーズ研究

- ①社協の介護保険事業所として、セーフティーネットの役割を果たすとともに、地域や社会状況の変化に即した特色あるサービスの研究・検討を行います。

(5) サービスの評価

- ①利用者主体のサービス内容や日課になっているか、定期的に個別援助計画に基づき評価を行います。
- ②更なるサービスの質の向上を図るため、介護保険事業を利用される利用者、またその家族にサービス満足度調査を行います。（年1回）
- ③適切なサービスの提供に努めるため、支援内容が職員により異なることがないように、サービス提供マニュアルの定期的な評価、改善を行います。
- ④接遇の自己評価や職員間での評価を実施し、職員の資質向上に努めます。

(6) 地域の介護保険事業所等との連携

- ①サービスの質向上を図るため、町内外の介護保険事業所と連携を図り、事業者連絡会に出席し、情報交換と学習に努めます。

(7) 制度の充実への取り組み

- ①介護保険の充実のため、介護保険制度の課題や問題点に対し、改善要望を関係機関に伝えると共に、制度では補完できない支援内容については、行政と連携し、地域福祉を推進していきます。

4、障害者総合支援法による障害福祉サービスの運営

(1) 居宅介護

- ①居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

①重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

【利用日】 月～金(祭日・年末年始を除く)定期コース・フリーコース

【利用時間】 午前9時から午後4時

【場 所】 老人福祉センター他

(3) 障害福祉関連サービスの学習と訪問家庭への情報提供

①障害福祉サービスに関する法律や制度を職員間で学習し、訪問家庭へ情報提供に努めます。

2、福祉教育の推進

- ①保育園・小・中学校の交流や、中学校・高校の福祉体験学習等を積極的に受け入れます。
- ②飯田女子短期大学介護福祉科の生徒の実習の受け入れを行い、職員の介護実習指導者の育成にも努めていきます。

5、社協組織の基盤強化

(1) 財源の確保・使途の明確化

①運営データの蓄積と分析を行い、それを基にした運営会議を定期的に開催し、経営課題の把握と改善、事業収入の安定的な確保に取り組みます。

(2) 行政や事業者との連携強化

①組織間の連携に際しては、個人情報の取り扱いに十分配慮して進みます。

3、社協組織の基盤強化

- ①部署内で定期的に会議を行い、経営分析に努めます。また利用者の情報を共有し、サービスの利用に繋がるように努力します。

6、社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

(1) 社協施設で使用する言葉の表記

①業務上用いる言葉や表記は、当事者の立場に立った適切な使用を行います。

4、介護保険法による介護保険事業の運営

(1) 通所介護事業

- 要介護者に対し、日帰りでの入浴、食事、口腔衛生、機能訓練、レクリエーション等、利用者に適切なサービスを提供します。
- ①個別通所介護計画書を作成し、定期的に評価・改善を行います。
 - ②個別機能訓練計画を作成し、身体機能の維持・評価・改善に努めます。
 - ③利用者やその家族に対し、生活に関する相談や助言を行います。
 - ④臨時利用や、時間延長利用を積極的に受け入れていきます。
 - ⑤利用者ニーズや満足度調査を行い、事業所評価をすると共に、職員の資質向上に努めていきます。
 - ⑥介護保険制度では解決できない支援内容に対し、関係機関と共同で研究に取り組みます。
- 【営業日】 月曜日～土曜日(年末年始を除く)
【営業時間】 午前8時15分～午後5時15分(午前7時30分～、午後7時まで延長可能)
【場 所】 ひまわり荘

(2) 地域の介護保険事業所との連携

①事業者連絡会に出席し情報交換と学習に努めます。

デイサービスセンター ひまわり荘

I. 重点目標

高齢者が通所することによって日々の生活に生きがいを持って、関係機関と連携をとりながら、個別援助に基づいた質の高いサービス提供が出来る様に心がけます。

また、介護者のニーズに対応した時間延長のサービスや、臨時利用の相談に応じる事等で、より一層介護者の身体的、精神的負担の軽減に努めます。

II. 事項別活動計画

1、高齢者・障害者・介護者等への支援

【介護予防・日常生活支援総合事業】

(1) 通所サービス

①予防通所介護相当サービス(現、お元気デイサービス)

事業対象者、要支援1、要支援2の方にサービスを提供します。介護支援専門員の計画に沿った回数で利用いただけます。

【利用日】 月・火・(水)・木・金

【利用時間】 午前10時から午後3時

【場 所】 社会福祉センター

②通所型サービスC(現、水曜クラブ)

特定高齢者を対象に、おおむね3ヶ月(週1回)1サイクルとし、筋力トレーニング口腔ケア、栄養改善を行い、介護予防に努めます。

【利用日】 毎週水曜日

【利用時間】 午前11時から午後3時

【場 所】 社会福祉センター

(2) 介護予防サービス

①コミュニティ・カフェ(出張デイサービスを含む)

高齢者の活躍の場として、様々なメニュー、自己選択、自己決定をし、楽しみながら介護予防やリハビリを行っています。

社協介護支援センター

I. 重点目標

①介護保険に関する様々な相談を受け入れ、行政機関、サービス実施機関、医療機関、地域ボランティアセンター等との連携を図り、一人ひとり自立した生活ができていけるように支援します。

II. 事項別活動計画

1、高齢者・障がい者・介護者等への支援

(1) 支援を必要とする方への把握と適切な対応

①支援困難ケースの発生を予防するため、職員の専門知識の習得を図り、適切な対応に努めます。

(2) 一人暮らし高齢者等への支援

①生活の中での困りごとを把握し、解決に向けて行政、住民、ボランティアと協働で取り組みます。

(3) 介護者への支援

①介護に関する相談窓口となり、サービスの相談、調整に取り組みます。

- ②介護者が必要とする情報を随時発信していきます。
- ③介護者が緊急の理由で介護が出来なくなった場合、介護を必要とされる方に一時的な宿泊サービス（3日以内）を提供します。（緊急一時預かり事業）

（4）福祉用具の貸与・紹介

- ①社協の所有する介護用ベッド・吸引器・車椅子等の貸し出し、管理を行います。
- ②相談者の希望に応じて、専門業者への取り次ぎを行います。

2、福祉教育の推進

（1）小、中、高校の福祉学習等への支援

- ①講師が出来るように研修会へ積極的に参加し、職員の資質向上に努め、福祉体験学習への協力を行います。

3、介護保険法による介護保険事業の運営

（1）居宅介護支援事業

- ①介護保険の認定を受けている方のケアプランの作成を行います。
- ②定期的に会議を行う事で情報を共有し、個々にあった適切な支援を行います。
- ③部署内で、支援困難ケースに関する相談をし、解決していく協力体制を整えます。
- ④地域ケア会議へ参加し、事例の提供検討を行い、関係機関や他職種との連携に努めます。
- ⑤毎月、自己点検シートで自己評価を行い、適切な運営に努めます。

（2）サービスの評価

- ①利用者主体のサービス内容になっているか、定期的にケアプランの評価を行います。
- ②利用者、家族に対してサービス満足度調査を行い、職員の資質向上に努めます。
- ③適切なサービスの提供に努めるため、サービス提供マニュアルの評価・改善を行います。

（3）地域の介護保険事業所等への連携

- ①町内外の介護保険事業所と連携を図る為、事業者連絡会へ参加し、情報交換と学習に努めます。

4、社協組織の基盤強化

（1）財源の確保・使途の明確化

- ①事業所内での経営課題の把握と改善に努めます。
- ②特定事業所加算算定の継続を図り、事業収入の安定的な確保に努めます。

特別養護老人ホーム 松川荘

I. 重点目標

- ①利用者様お一人おひとり、ご家族お一人おひとりの心に寄り添い、喜びや感動、悲しみや苦しみなど様々な思いを共有しながら、全てのサービスを提供します。
- ②より質の高いサービスの提供と組織基盤強化のため、職員教育や人材育成の方法を見直し、より効果的・効率的な仕組みを構築します。
- ③入所されている利用者様をはじめ、来荘される全ての方が満足していただけるよう、職員の更なる接遇の改善・向上に取り組めます。
- ④感染症の発生と蔓延防止のため、引き続き徹底した感染症対策を講じます。

- ⑤ボランティアの積極的な受け入れや、地域ボランティアセンターで行っている独居高齢者への配食サービス事業の協力等強化します。
- ⑥経営状況について、職員へ周知し利用率の確保と経費削減に努めます。

II. 事項別活動計画

1、介護保険法による介護保険事業の運営

（1）介護福祉施設サービス

- ①入所する要介護者に対し、その方の望む生活と自立支援を基本に作成した施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。（利用定員50名）

（2）短期入所生活介護

- ①要介護、又は要支援認定者のご家族が一時的に介護ができなくなった場合に、専門の知識・技術を備えた施設の職員が、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上のお世話や機能訓練等を行います。（利用定員8名）

2、事故防止・感染防止

（1）介護事故の防止

- ①ヒヤリハットの収集・分析を随時行い、重大事故の発生を未然に防止します。
- ②事故防止検討委員会を毎月1回開催し、再発防止策を検討し職員に周知徹底します。
- ③事故防止学習会を年2回開催し、事故防止への職員の意識向上と知識・技術の習得に努めます。

（2）感染症予防の取り組み

- ①感染症対策委員会を年4回開催（感染症発生時は随時開催）し、マニュアルの確認と職員への周知徹底を図り、感染症予防に努めます。
- ②感染症学習会を年2回開催し、感染症への職員の意識向上と知識・技術の習得に努めます。

3、利用者様へのサービス向上

（1）生活単位を小さくしたグループケア

- ①心身の状態と介護保険のサービス種類（介護福祉施設サービス、短期入所生活介護）によって生活空間や日課を3つにグループ化。家庭的な雰囲気の中、グループごとに配置された顔なじみの職員が、きめ細かなケアを提供します。
- ②サービス担当者会議を毎週火曜日に開催し、利用者様・ご家族が望む生活を職員間で確認・共有し、実現に努めます。
- ③利用者様個々の希望に応じて、外注食や外食を実施します。
- ④個別の排せつケア（個々の利用者様にあった排せつ方法や、介助方法、排せつ用品の使用）により、清潔で快適な生活と、身体機能の維持向上に努めます。

（2）行事・娯楽の充実

- ①生活に潤いと変化をもたせ、喜びと生きがいにつながるよう、季節に合わせた行事を毎月企画・実施します。
- ②毎日の生活の中でのレクリエーションを充実し、楽しみをとおして心身機能の維持向上を図ります。
- ③料理作りをとおし利用者様・職員で楽しく交流を図る「料理を作る会」を毎月1回開催します。

（3）終末への取り組み

- ①看取りマニュアルに沿い、利用者様の意思及び人格とご家族の意思を尊重し、人権擁護に努めながら、利用者様が安らかな最期を迎えることができるように、利用者様及びご家族の身体的・精神的支援に努めます。

- ②終末対応は、医師から直接ご家族が説明を受ける機会を設けるとともに、利用者様の状態が変化した場合は、ご家族、医師、職員間の連携を密にし、最善の対応に努めます。

4、施設情報の発信

(1)「松川荘だより」の発行

- ①利用者様の生活の様子や施設内の出来事等を掲載した「松川荘だより」を発行し、施設情報の提供と、施設への理解促進に努めます。
○発行回数：年3回（7月、11月、3月）
○配布範囲：松川町全戸／身元引受人／近隣福祉関係事業所

(4) 地域に開かれた施設への取り組み

- ①ボランティアの受け入れや、保育園・小・中・高校との交流を積極的に行い、地域に開かれた環境づくりを進めます。
②大学生等の実習生を受け入れ、社会福祉の専門職として活躍する人材の育成を図りながら、地域に開かれた環境づくりを進めます。
③地域住民の皆様と利用者様・ご家族の交流の場として、納涼祭を開催します。（8月）
④住民参加型の行事開催の際は、各種情報媒体により積極的に地域へ情報を発信します。

5、防災対策

(1) 防災訓練の実施

- ①防災訓練を年3回実施します。

(2) 災害用備蓄の整備

- ①大規模災害に備え、食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄に努めます。

(5) 楽しみの持てる食事提供

- ①個々の利用者様の心身の状態と嗜好に応じた栄養管理と、季節の行事に応じた行事食の提供等により、食べる楽しさと生きる喜びにつながる食事の提供に努めます。
②ソフト食を取り入れ、嚥下力や咀嚼力の機能低下した方も飲み込み易く、また、原材料の味や見た目を生かしながら季節感のある食事を提供します。
③安心・安全な食材の選定と、手作りにこだわった四季折々の旬の味の提供に努めます。
④毎月の誕生日会には特別メニューを提供し、誕生者のお祝いを行います。

6、職員の資質向上

(1) 職員研修会の開催

- ①職員の技術と知識のさらなる向上のため、それぞれの分野の専門家を講師に招き、毎月研修会を開催します。
②職員の接遇向上を図るため、接遇研修を実施します。
③体系的な職員研修プログラムを研究し、構築します。

(6) 身体機能の維持と機能訓練の充実

- ①利用者様個々の状態に合わせて機能訓練指導員が個別機能訓練計画を作成し、残存機能の維持に向け、生活リハビリを含めた訓練を実施します。
②柔道整復師によるリハビリを毎週火曜日に実施し、残存機能の維持に努めます。
③音楽療法士による音楽療法セッションを月1～2回実施し心身の健康の回復、向上を図ります。

(2) 月間目標の設定

- ①職員の意識統一と資質向上のため、月毎に事故防止・接遇・人格形成等に関する目標を設定し、毎朝唱和します。

(7) ご家族との連携を深める取り組み

- ①ご家族と連携してよりよい施設運営を進めるため、年1回家族総会を開催します。（6月）
②「松川荘だより」をご家族や関係者に送付し、施設の情報を提供します。

7、経営管理

(1) 経営管理の強化

- ①毎月の職員会議に於いて、介護保険動向と収支書を報告し、課題と分析を行い職員全員で利用率の確保と経費削減に努めます。
②松川荘新築に向け施設内に松川荘建設委員会を立ち上げたため、委員会を中心に、現場の意見をまとめながら行政と連携を図って行きます。

(8) 利用者様とご家族のつながりを大切にする取り組み

- ①松川荘で開催される各行事の案内状を送り、ご家族の参加を促し交流の機会を増やします。
②利用者様やご家族の希望があれば、外出や自宅訪問を計画します。又、松川荘でご家族との食事会等を計画し、ふれあう機会を設けます。

(9) サービス満足度調査の実施

- ①更なるサービスの質の向上のため、介護保険事業を利用される利用者様、またそのご家族にサービス満足度調査を行います。

(10) 委員会の設置

- ①部署を越えた職員で構成される委員会を設置し、利用者様の生活の質向上のために活動します。

【設置委員会】

○法制度に基づく委員会

事故防止検討委員会／苦情対策委員会／感染症対策委員会／褥瘡防止委員会／身体拘束廃止委員会／喀痰吸引・経管栄養安全対策委員会

○松川荘独自の委員会

排せつ・入浴委員会／食事・口腔ケア委員会／行事・レクリエーション委員会

【一般会計】 総額 497,160千円

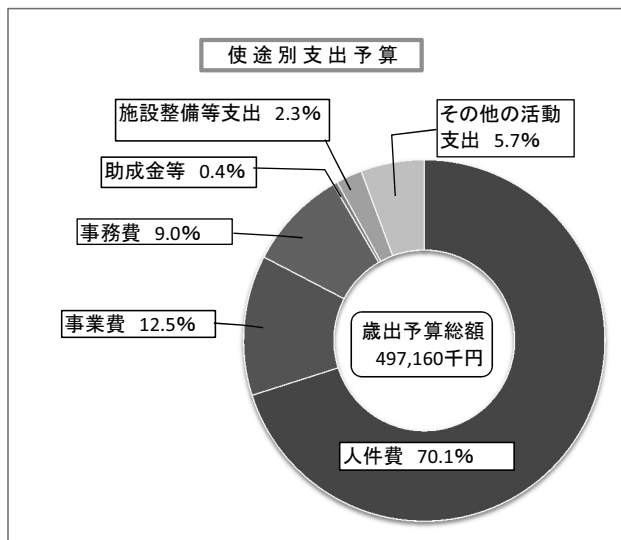
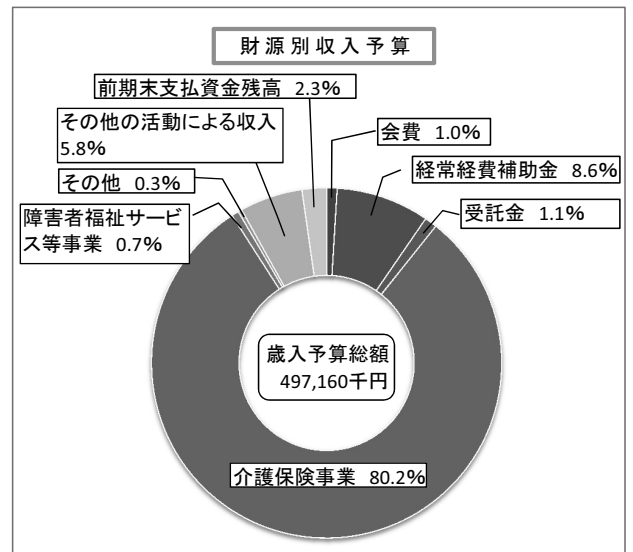
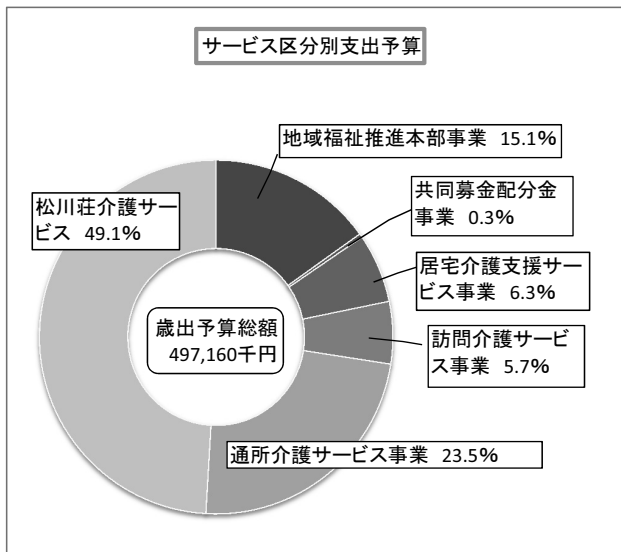
○ サービス区分別の収入支出予算内訳

(単位:千円)

【収入内訳】		会費収入	経常経費補助金収入	受託金収入	介護保険事業収入	障害者福祉サービス等事業収入	その他	その他の活動による収入	前期末支払資金残高	収入合計
		4,800	42,823	5,710	398,700	3,300	1,751	28,843	11,233	497,160
拠点	【支出内訳】									経理区分別支出計
	地域福祉推進本部事業	4,800	37,880	5,710	2,450		429	23,843		75,112
社会福祉事業	※共同募金配分金事業		1,723							1,723
	居宅介護支援サービス事業		220		31,000		145			31,365
	訪問介護サービス事業				24,990	3,300	10			28,300
	通所介護サービス事業				109,690		10		7,000	116,700
	松川荘介護サービス		3,000		230,570		1,157	5,000	4,233	243,960
支出合計										497,160

※上記の共同募金配分金事業には、平成28年度に皆様にご協力を頂いた募金の一部が県募金会より配分されます。

○ 科目別の構成比



【共同募金委員会予算】

(単位:円)

収入内訳	共同募金	交付金	繰越金	収入合計
	2,250,000	85,000	5	2,335,005
支出内訳				支出科目別合計
募金納入金	2,250,000		5	2,250,005
運営費		85,000		85,000
支出合計				2,335,005